

地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%、令和元年10月1日から8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

南牧村の令和6年度一般会計当初予算における用途状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源分）	25,000千円
【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	404,615千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	10,331			5	1,008	9,318
	障害者福祉事業	67,674	48,446		1,200	1,759	16,269
	高齢者福祉事業	36,185	19,779		2,222	1,384	12,800
	福祉医療給付事業	13,178	6,562			646	5,970
	児童福祉事業	35,912	23,482			1,214	11,216
	小計	163,280	98,269		3,427	6,011	55,573
社会保険	国民健康保険事業	14,205	6,489			753	6,963
	介護保険事業	87,678	3,396			8,226	76,056
	後期高齢者医療保険事業	71,325	13,984			5,597	51,744
	小計	173,208	23,869			14,576	134,763
保健衛生	成人保健事業	15,258	7,399			768	7,091
	母子保健事業	1,573	253			129	1,191
	感染症予防事業	6,862	71			663	6,128
	医療確保事業	44,434		15,200		2,853	26,381
	小計	68,127	7,723	15,200		4,413	40,791
合計		404,615	129,861	15,200	3,427	25,000	231,127

※地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業の一般財源の比率に応じで按分しています。